	サンクトペテルブルク	530,000	513,200	482,400	431,000	379,600	328,300	287,200	266,600	246,100	225,500
	ハバロフスク	610,000	570,900	538,400	484,100	429,800	375,600	332,200	310,500	288,800	267,100
	ユジノサハリンスク	620,000	581,600	548,400	493,000	437,600	382,300	338,000	315,800	293,700	271,500
中東	ドバイ	610,000	589,900	553,100	491,600	430,200	368,700	319,500	295,000	270,400	245,800
	ジッダ	640,000	621,600	588,400	533,000	477,600	422,300	378,000	355,800	333,700	311,500
	イスタンブール	430,000	417,900	394,300	354,900	315,500	276,200	244,700	228,900	213,200	197,500

三　政府代表部

地域	所在地	号			別							
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	ジャカルタ（東南アジア諸国連合）	520,000	510,000	475,900	458,100	431,400	386,900	342,400	297,900	262,300	244,500	226,700	209,000
北米	ニューヨーク（国際連合）	850,000	720,000	668,800	642,000	601,900	535,000	468,100	401,300	347,800	321,000	294,300	267,500
	モントリオール（国際民間航空機関）	630,000	600,000	563,300	540,700	506,900	450,600	394,300	338,000	292,900	270,400	247,800	225,300
欧州	ウィーン（在ウィーン国際機関）	720,000	690,000	643,900	618,100	579,500	515,100	450,700	386,300	334,800	309,100	283,300	257,600
	ジュネーブ（在ジュネーブ国際機関）	960,000	810,000	756,800	726,500	681,100	605,400	529,700	454,100	393,500	363,200	333,000	302,700
	（軍縮会議）	840,000	810,000	756,800	726,500	681,100	605,400	529,700	454,100	393,500	363,200	333,000	302,700
	パリ（経済協力開発機構）	700,000	630,000	587,500	564,000	528,800	470,000	411,300	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000
	（国際連合教育科学文化機関）	650,000	630,000	587,500	564,000	528,800	470,000	411,300	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000
	ブリュッセル（欧州連合）	710,000	640,000	598,000	574,100	538,200	478,400	418,600	358,800	311,000	287,000	263,100	239,200
	（北大西洋条約機構）	660,000	640,000	598,000	574,100	538,200	478,400	418,600	358,800	311,000	287,000	263,100	239,200
アフリカ	アディスアベバ（アフリカ連合）	690,000	670,000	644,800	627,300	601,000	557,300	513,600	469,800	434,800	417,300	399,800	382,400

別表第二のうち一　大使館の表アフリカの項中「

エリトリア	17.4%	アメリカ合衆国ドル	4,379	3,558	3,148	2,737	2,463	2,190

」を「

エリトリア	14.9%	アメリカ合衆国ドル	5,126	4,165	3,685	3,204	2,884	2,563

」に改める。

別表第二のうち二　総領事館の表アジアの項中「

ダバオ	21.2%	アメリカ合衆国ドル	2,921	2,584	2,247	2,022	1,798

」を「

ダバオ	21.2%	アメリカ合衆国ドル	2,921	2,584	2,247	2,022	1,798
ダナン	13.1%	アメリカ合衆国ドル	4,718	4,173	3,629	3,266	2,903

」に改める。

附　則

１　この政令は、令和四年一月一日から施行する。

２　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一　この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令別表第一に規定するインドネシア、在中華人民共和国、在オーストラリア、在キルバス、在クック、在イタリア、在サモア、在ツバル、在ナウル、在ニウエ、在ニュージーランド、在北マケドニア、在キプロス、在ギリシャ、在ハイチ、在クロアチア、在スイス、在トルコ、在ニュージーランド、在フィジー、在カナダ、在ハバロフスク、在ユジノサハリンスク、在アイルランド、在アルバニア、在アンドラ、在イタリア、在英国、在エストニア、在オーストリア、在オランダ、在北マケドニア、在キプロス、在ギリシャ、在クロアチア、在ハイチ